

要件1: 各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、事業所において工賃向上計画を作成するとともに、目標年度(工賃目標の対象となる年度)において計画に掲げた工賃目標を達成した場合

(①≧目標年度における工賃目標)

要件2: 目標年度における工賃目標が、目標年度の前年度における<u>事業所の</u>平均工賃月額(※③)に目標年度の前々年度の全国平均工賃月額(※④)と目標年度の前々々年度の全国平均工賃月額(※⑤)の差額(※⑥)を加えた額(※②)以上である場合

(目標年度における工賃目標≥②)